

令和 5 年度
第10回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和 6 年 1 月12日開会

高松市農業委員会

令和5年度第10回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和6年1月12日（金）午前10時開会

開催場所 高松市役所11階 114会議室

出席委員 21人 （委員総数23人）

1 番 三笠 輝彦（会長）
2 番 真鍋 俊二
3 番 佐竹 博巳
4 番 佃 俊子
5 番 太田 政美
6 番 白井 一美
9 番 岩部 壽夫
10番 赤松 貞廣
11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
12番 真鍋 芳治
13番 藤田 邦夫
14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
15番 藤澤 鶴夫
16番 河田 薫
17番 神高 賢二
18番 中田 茂富
19番 森 吉朝
20番 谷上 諭
21番 川原 勝
23番 谷本 寛昇
24番 奈良 稔

欠席委員 2人

7 番 瀧本 繁樹
22番 橋田 行子

農業委員会事務局出席者

事務局 長	
兼 農 政 課 長	山上 浩平
農政課 長 補 佐	森 亮介
農 地 係 長	森 明雄
副 主 幹	古免 範彰
主 任 主 事	栗永 亘
主 任 主 事	佐藤 雅彦
主 任 主 事	多田 利浩
主	溝渕 勝久

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請

について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 非農地証明願について

議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第10号 農地利用集積等促進計画（案）について

議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定によ

る開発計画に対する意見について

議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について

報 告 ア 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

イ 農業委員会が発行する証明書等の有料化について

議 長(会長) ただ今から令和5年度第10回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は23人中21人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、7番瀧本委員、22番橋田委員の2名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は11番谷口委員及び13番藤田委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第1項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

農地法第18条第1項では、都道府県知事の許可を受けなければ、農地の賃貸借の解除をし、解約の申し入れ等をしてはならないと規定されています。

また、同条第2項では、賃借人が信義に反した行為をした場合等、正当の事由がある場合でなければ許可はできないと規定されています。

本件は、賃借人の相続人から小作料の支払いがないこと、更には、耕作放棄により草木が繁茂していることが、農地法第18条第2項第1号の「信義に反した行為」に該当するとして、貸人から農地の賃貸借契約の解除申請が行われたものです。

申請者の申述によると、当該田は、平成23年8月9日に父の死亡により申請者が相続しましたが、相続後、10年以上にわたり小作相続人から小作料の支払いはないとのことでした。

林地区の農地利用最適化推進委員3名と事務局職員により、現地調査及び小作相続人18名のうち市内在住の8名へ聞き取り調査等を行いました。その結果、市内在住の小作相続人のすべてが、当該農地の小作相続人であることを認識しておらず、耕作及び小作料の支払いについてもしたことがないとのことでした。

また、当該田に係る賦課金及び水利費等の支払いについて、関係各所に確認したところ、林地区土地改良区の経常賦課金については、平成22年以前の資料は見当たらず、平成23年から28年までの支払いはなく、平成29年からは所有者が支払っていること、三郎池土地改良区の経常賦課金については、平成21年から23年までは、小作相続人のうちのひとりが支払っており、平成24年からは所有者が支払っていること、また、林上井水利組合への水利費の支払いについては、令和4年に所有者と小作相続人のうちのひとりが、それまでの水利費について清算しており、令和5年については第三者の法人が支払っていることを確認しました。

当該農地の現況は、木の根は残っているものの概ね農地として利用できる状況にはありますが、これは、令和5年5月3日付けの請求書により、申請人が、30万円の費用で、火災に伴う草木

の撤去処分をしたことによるものであると推認できます。

また、該当農地は、令和4年11月18日に近隣の農地を調査する際に、草木が繁茂しており耕作ができていない状態にあったことを確認しています。

以上のことから、知事への進達の意見としては、「該当地の状況が、火災に伴う草木の撤去作業が行われるまで、耕作ができる状態になかったことが、農地法関係事務に係る処理基準の「農地を適正かつ効率的に利用していない場合」にあたり、農地法第18条第2項第6号の「その他正当の事由がある場合」に該当することから、解除により賃貸借を終了させることが適当であると認められる。」とするものです。

以上、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請は原案のとおり意見を付して香川県知事に進達することに決定いたしました。

次に、議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案書2ページをお開きください。

1番は、転用する予定のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番から4番は、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5番、6番は契約方法を変更するため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。新しい契約は3条許可申請貸借権1番のとおりです。

7番は、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

8番は、第三者が転用するため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。転用の内容については5条許可申請所有権15番のとおりです。

9番も、第三者が転用するため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。転用の内容については5条許可申請所有権20番のとおりです。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書4ページをご覧ください。

1番、耕作目的のため、香川県農地機構との中間管理法による貸借を合意解約したものです。

2番は転用する予定のため、返還を受けたものです。

3番、4番は、第三者に譲渡するため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。所有権移転の内容については3条許可申請所有権6番のとおりです。

5番、6番は、耕作目的のため、香川県農地機構との中間管理法による貸借を合意解約したも

のです。

7番、8番は、耕作目的のため、返還を受けたものです。

9番は、第三者に譲渡するため、返還を受けたものです。所有権移転の内容については3条許可申請所有権6番のとおりです。非農地証明願6番にも関連しています。

10番、11番は、耕作目的のため、返還を受けたものです。

12番は、第三者に譲渡するため、返還を受けたものです。所有権移転の内容については3条許可申請所有権14番のとおりです。

13番、耕作目的のため、返還を受けたものです。

14番、15番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借を合意解約したものです。

16番は、貸人が転用するため、返還を受けたものです。転用の内容については4条許可申請6番のとおりです。

17番は、第三者に譲渡する予定のため、返還を受けたものです。

18番は、耕作目的のため、香川県農地機構との貸借を合意解約したものです。

19番は、第三者に譲渡する予定のため、返還を受けたものです。

以上、議案第2号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について9件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について19件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、近隣の事業所より従業員用の駐車場として利用したいとの要望があったことから、露天貸駐車場として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は令和5年に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番も、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、申請地に隣接する店舗の従業員や来客用の駐車場が不足していることから、露天貸駐車場用地として転

用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20年に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地を相続前する前に、地元の水利組合や土地改良区が水路改修工事を行った際、水路の一部として造成したもので、他の土地に替えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和61年頃に造成済みですが、公共性のある工事で無断転用とはせず、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、住宅の敷地への侵入が不便なことから祖父が進入路を造成し、その後祖母が車庫を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和55年頃に進入路が造成済み、平成20年頃に車庫が建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が368.28平方メートルあります。

5番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、申請地東側の申請人の自宅敷地および西側の娘家族も敷地が手狭で互いに駐車スペースが不足していることから、露天貸駐車場用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が4.18平方メートルあります。

6番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、高齢であることで耕作ができなくなったことや、安定した収入確保のため、共同住宅経営を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が233.52平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知16番に関連しています。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について6件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝渕主事 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、平成29年8月22日付けで、社員住宅用地として転用許可を受けていましたが、当初は会社の事業を拡大するため、新たに社員を増やし社員住宅を建設する予定でしたが、今後も人員の確保が見込めず、社員住宅建設の目途がたたないことにより、今後の転用事業の遂行が困難となっていたことから、今回、新たな承継者が長屋住宅を建築するため、許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。5条許可申請所有権20番に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の谷口委員より報告をお願いいたします。

谷口委員 現地調査委員の谷口です。 今月の特別現地調査委員は、藤田委員と私で、昨日に現地調査を実施しました。特別議案は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の所有権移転4件、賃借権1件の計5件です。なお、所有権の1番から4番につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。内容につきまして、所有権1番、2番を私が、3番、4番、及び賃借権1番を藤田委員から報告します。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明します。別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立太田南小学校北400メートルに在り、不動産業を営む転用者が、分譲マンション用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、申請地は西側が高松市道に、南側が併用地を介して国道11号高松東バイパスに面し、また、こと

でん琴平線の伏石駅に近く、交通の利便性が良く、周辺は、教育・商業施設が整備され、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が475.25平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題ありませんでした。

2番の申請地は、高松市立多肥小学校西220メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は北側及び南側が高松市道に面し、県道太田上町志度線及び主要地方道中徳三谷高松線にも近く、交通の利便性も良く、周辺は、教育・商業施設が整備され、分譲住宅や共同住宅等により宅地化が進んでおり、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が40.45平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題ありませんでした。

私の説明はここまでとし、3番からは、藤田委員が説明します。

藤田委員 現地調査員の藤田です。

3番の申請地は、高松市立弦打小学校南西800メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は高松市道を挟み東西に分かれ、県道檀紙鶴市線に近く、交通の利便性が良く、周辺は、教育・商業・医療施設が整備され、分譲住宅や共同住宅等により宅地化が進んでおり、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が986.25平方メートルあります。18条6項通知8番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題ありませんでした。

4番の申請地は、高松市立香南中学校東320メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は東西南北の四方が高松市道に面し、主要地方道円座香南線に近く、交通の利便性が良く、周辺は、教育・商業施設が整備され、分譲住宅や共同住宅等により宅地化が進んでおり、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用水路等が243.09平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題ありませんでした。

続きまして、賃借権について、御説明申しあげます。

5条特別議案書3ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市勝賀中学校南280メートルに在り、中国四国地方を中心に、医薬品及び食品等の販売を展開している転用者が、申請地近隣の店舗の老朽化に伴う建替えのため、店舗・露天駐車場として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は北側及び西側が高松市道に面し、入店がし易い位置にあり、主要地方道高松・善通寺線に近く、交通の利便性が良く、周辺に同種の店舗もなく、利用も見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題ありませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権4件、賃借権1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝渕主事 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、現在借家住まいであるが、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、特別議案です。

3番は、親が子どもを連れて遊べる場所を提供するため、新たに多目的広場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、特別議案です。

議案書10ページを御覧ください。

5番は、現在借家住まいであるが、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、現在借家住まいであるが、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、自走式クレーンの製造販売業等を営む法人が、社員の駐車場が手狭になっており、新たな駐車場が必要となったので、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し、本社も近く、管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、石材の運搬、販売等を営む法人が、事業拡大のため新たな資材置場が必要となったので、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が221.15平方メートルあります。

9番は、産業廃棄物の収集、運搬等を営む法人を経営する申請者が、新たな資材置場が必要な法人に貸すため、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

10番は、現在、借家住まいで、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側、南側が市道に面し、実家からも近く、両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、不動産業等を営む法人が、業績が伸び、新たな事務所が必要となったので、事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が国道11号線高松東バイパスに接し、交通のアクセスが良く、また、高松中央インターチェンジからも近く、本社との往来もしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番の申請者は宗教法人で、参拝者の駐車場が不足しているため路上駐車等により周辺に迷惑をかけていたため、新たに露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、交通のアクセスが良く、本殿からも近く、管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書11ページを御覧ください。

13番は、新築時にブロック塀を建築したが、申請地に誤って越境しており、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、住居に隣接しており、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和38年に建築済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が554.27平方メートルあります。

14番は、自家用車を駐車するところが不足して不便であった為、車庫として使用するため、申請地を宅地拡張用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、住居に隣接しており、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和5年に建築済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が434.24平方メートルあります。

15番は、特別議案です。

16番は、自動車販売、修理業等を営む法人を経営する申請者が、新たな車両置き場等が必要な法人に貸すため、露天貸車両置場、貸事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、交通のアクセスが良く、四国運輸局香川運輸支局から近く利便性が高く、管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和63年に建築済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が402.46平方メートルあります。

議案書12ページを御覧ください。

17番は、特別議案です。

18番は、建設業等を営む法人が、事業拡大のため、新たな資材置場が必要となったので、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、会社からも近く、管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が38.50平方メートルあります。

19番の申請者は、安定した事業収入を得たいと考え、長屋住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5条許可申請賃借権8番に関連しています。また、18条6項通知9番に関連しています。

20番の申請者も、安定した事業収入を得たいと考え、長屋住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道綾川国分寺線に面し、交通のアクセスが良く、周辺は、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域に

在り、商業施設も整備され、入居需要が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5条許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番と関連しています。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書13ページを御覧ください。

1番は、写真撮影業等を営む法人が、撮影用デッキ設置のため、店舗の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成19年に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1001.32平方メートルあります。

2番は、コンビニエンスストアを営む法人が、新たな店舗設置のため、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和43年に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が965.93平方メートルあります。

3番は、飲食店を営む法人が、新たな店舗設置のため、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和55年に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、診療所を営む法人が、新たな診療所開設のため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、診療所の経営を開始するにあたり、新たに診療所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道岡本香川線に面し、交通のアクセスが良く、周辺は、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域に在

り、商業施設も整備され、診療所の需要が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。5条許可申請賃借権6番と一体で開発を行うものです。

6番は、調剤薬局を営む法人が、新たな店舗設置のため、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道岡本香川線、西側が市道に面し、交通のアクセスが良く、診療所に隣接しているため、需要が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、特別議案です。

8番は、隣接農地の開発のための車両置き場として、令和6年2月1日から7年1月31日まで露天駐車場用地として、一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

5条許可申請所有権19番に関連しています。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書14ページを御覧ください。

1番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面しており、当時、農家住宅を建築した際に誤って隣接農地に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和46年に建築済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が366.00平方メートルあります。

2番は、現在、借家住まいで、家財も増え、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側、南側が市道に面し、実家からも近く、両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、現在、借家住まいで、子の誕生に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、5戸以上の家屋の敷地がおおむね50メートル以内の距離で連たん集合している区域内で、第1種農地の不許可の例外、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番も、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、現在、借家住まいで、家財が増え、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者と

の調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権16件、賃借権7件、使用貸借7件、計30件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

なお、議案第7号のうち、所有権11番は、赤松委員に関する案件であり、「農業委員会等に関する法律」第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、赤松委員に退室いただいた上で、他の案件に先立ち本件の審議をお願いいたします。

事務局は、赤松委員の退室を誘導してください。

<赤松委員 退室>

それでは、所有権11番について、事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の所有権移転について御説明申しあげます。

議案書16ページを御覧ください。

11番は、所有者が農業廃止することから経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

説明は以上です。

ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権11番について、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、所有権11番については許可することに決定いたしました。

それでは、赤松委員の入室誘導をお願いします。

<赤松委員 入室>

引き続きまして、その他の案件について、事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案書15ページを御覧ください。

1番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていた

だきます。

2番は、所有者が農業廃止することから経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番、4番は、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が取得するもので、取得後は牧草を栽培するものです。農地所有適格法人の4つの要件（法人形態要件・事業要件・議決権要件及び役員要件）は全て満たしています。

5番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

6番は、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が取得するもので、取得後は飼料作物を栽培するものです。農地所有適格法人の4つの要件（法人形態要件・事業要件・議決権要件及び役員要件）は全て満たしています。

7番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は果樹を栽培するものです。

8番は、後継者に部分贈与するもので、取得後は米・野菜を栽培するものです。

9番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は果樹を栽培するものです。

10番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

12番、13番は、耕作等の利便性の向上を図るため、自作地を相互に交換するものです。13番については、使用貸借に係る農地返還通知9番に関連しています。

14番は、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が取得するもので、取得後は飼料作物を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知12番に関連しています。

15番も、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地所有適格法人の4つの要件（法人形態要件・事業要件・議決権要件及び役員要件）は全て満たしています。

16番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は果樹を栽培するものです。

17番は、社会福祉法人である譲受人が、障がい福祉サービスを利用している障がい者に作業の場を提供することを目的とし、取得するもので、取得後はキウイフルーツを栽培するものです。農地法第3条第2項ただし書き及び同法施行令第2条第1項のハに該当するものです。

18番は、所有者が農業廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

19番、20番、21番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後はそれぞれ米、野菜等を栽培するものです。

次のページをお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、賃借権の設定について御説明いたします。

1番は、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が賃借するもので、賃借後はアスパラガスを栽培するものです。18条6項通知5番、6番に関連しています。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転21件、賃借権1件、

御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第8号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書20ページを御覧ください。

1番、6番は水路として、3番は昭和50年より道路として、4番は平成15年頃から農業用施設（作業小屋）として、5番は昭和42年頃から露天農業用作業場として、7番は昭和46年頃から農道として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全、又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

また、2番は平成12年頃から、8番、9番、10番、11番は平成10年頃から20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

なお、6番は使用貸借に係る農地返還通知9番に関連しています。

以上、議案第8号 非農地証明願について11件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森農地係長 議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料1をご覧ください。

令和6年1月5日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による、高松農業振興地域 整備計画の変更に係る、意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件につきましては、問題の無い旨の報告を受けております。

次に、資料の内容について、御説明いたします。

1 ページの総括表を御覧ください。

農用地区域からの除外内容でございまして、対象地番及び除外後の用途が各地区順に記載されております。

5 ページの中段に今回の除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が36件、合計面積で38231.54 平方メートルです。

次に6 ページを御覧ください。

これは、農業用施設を申請地に建築するため、用途の区分変更を行うもので、農用地利用計画の4つの用途区分の中で、農地から農業用施設用地に変更するもので1件、面積が62平方メートルです。以上 議案9号について 御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第9号 については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号 については、原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森農政課長補佐 議案第10号、農用地利用集積等促進計画（案）について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたって、令和5年12月21日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は1枚めくっていただき、1 ページ右上のとおり令和6年1月31日となっています。

次に、2 ページの農用地利用集積等促進計画案を御覧ください。

明細書の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するもので、3 ページも同様です。

以上、議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）については、異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号 については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料3の1ページを御覧ください。令和5年12月14日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、2ページから5ページのとおり、令和5年12月8日付けで採石事業者4者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地の所在

は高松市牟礼町牟礼 ひさどおり 久 通 及び、牟礼町原の地区です。6,7ページに位置図を付しています。8ページ以降には土地利用計画図及び断面図を付しています。議案書を御覧ください。土地開発行為の目的は、土石の採取を行うもので、この度の変更協議は採石事業期間の3年間の延長をするものです。12月19日に地区担当農業委員と地区担当で現地調査を行い、開発区域の下流域には農地が存在することを確認しました。

以上のことを踏まえて、高松市長には、「開発に当たっては、開発区域の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第11号に係る意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号は、原案のとおり意見決定し、回答することにいたしました。

次に、議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤主任主事 議案第12号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申し上げます。

資料4の1ページを御覧ください。

令和5年12月15日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会が

あり、これは2ページから5ページのとおり令和5年12月8日付けで牟礼町での事業について、採石事業者4者から、香川県知事宛に採石法に基づく採取計画認可申請書が提出されたことによるものです。

採石行為を行う土地の所在は高松市開発行為を行う土地の所在は高松市牟礼町牟礼久通及び、牟礼町原の地区で、認可申請の内容は採取期間を3年間延長するものです。

6,7ページに位置図、8ページ以降に利用計画及び断面図を付しています。

本採石法による認可申請は、議案11号で意見照会のあった、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例の規定による土地開発行為協議書と同一の事業者、同一の場所であり、調査の際に採取場の下流域に農地があることを確認しています。

議案書下段をご覧ください

以上のことを踏まえて、高松市長には、「採取に当たっては、採取場の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第12号 採石法33条の6の規定による採取計画の認可申請に対する意見について、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

御発言がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり意見決定し、回答することにいたしました。

続きまして、報告案件であります。

報告事項 ア 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

森農地係長 報告事項 ア 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。お手元の資料5を御覧ください。

令和5年11月29日から令和6年1月4日分まででございます。

まず、許可件数でございますが、11月以前の議決分といたしまして4条が4件、5条が24件、12月議決分といたしまして8件、5条が19件、合計で4条が12件、5条が43件です。許可保留件数につきましては、11月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が10件、12月議決分といたしまして4条が0件、5条が12件、合計で4条が0件、5条が22件です。取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について、御説明申しあげます。1ページを御覧ください。

まず、4条関係です。許可保留案件は、ありませんでした。2ページを御覧ください。同じく許可保留案件は、ありませんでした。3ページを御覧ください。次に5条関係です。令和5年7月議決分の【所有権】27番が、表の右端の欄に記載のありますとおり、により、許可保留となっております。

次に、令和5年11月議決分の【所有権】2番、6番、7番が、表の右端の欄に記載のありますとおり、それぞれ道路工事承認未了、農振除外、開発許可、法定外占用により、許可保留となっております。

4ページを御覧ください。同じく、11月議決分の【所有権】13番、14番、23番、18番、20番、21番、23番が、表の右端の欄に記載のありますとおり、それぞれ農振除外、開発許可、道路工事承認未了、法定外占用により、許可保留となっております。

5ページを御覧ください。許可保留案件は、ありませんでした。

6ページを御覧ください。令和5年12月議決分の【所有権】3番、5番、6番、8番、9番、11番、12番が、表の右端の欄に記載のありますとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認未了、法定外占用により、許可保留となっております。

7ページを御覧ください。同じく12月議決分の【所有権】19番、22番、23番、24番、【賃借権】2番が、表の右端の欄に記載のありますとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認未了、法定外占用により、許可保留となっております。

今回の許可状況の報告は以上です。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、次に、報告事項 イ 農業委員会が発行する証明書等の有料化について、事務局の報告及び説明を求めます。

森農政課長補佐 報告事項 イ「農業委員会が発行する証明書等の有料化について」でございます。

この件につきましては、昨年6月に開催した通常総会において、これまで無料で交付してきた証明書を有料とする検討を進める旨、御報告申しあげ、その後、事務局において精査、検討を行った結果、10月定例総会で、他の中核市の状況と受益者負担の公平性を図る観点から、令和6年度より、所定の手数料を徴収したいとする事務局の考えをお示ししたところ、特に御意見等もございませんでした。

その後、市長の意思決定を得て、12月定例市議会で手数料条例の一部改正議案を議決いただいたところでございます。

これによりまして、農業委員会が発行する証明書等は今年4月1日から有料とすることが確定いたしましたことから、今月上旬には当課ホームページを始め、当課及び6か所の総合センター窓口においての掲示文、さらには、農家向けの広報誌「農業委員会だより1月号」、及び「広報高松3月号」での記事掲載により周知を行いながら、引き続いて、必要な準備を粛々と進めてまいりたいと存じます。

資料6を御覧ください。

窓口において掲示し、また配付用に備えております文書をお手元にお配りしておりますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。説明は以上でございます。

議 長 ただ今の報告及び説明に対して御意見、御質問はありませんか。

御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これにて、令和5年度 第10回 高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午前11時30分 閉会